



国民の森林・国有林

立木 第3回
(資格付一般競争入札)

入札の御案内

令和元年10月24日(木)施行

開始：午前9時50分 締切：午前10時

(今年度より入札開始の時刻が遅くなっているご注意ください。)

〒960-8055 福島市野田町七丁目10番4号

福島森林管理署

電話番号 024-535-0121

I P電話番号 050-3160-5955

F A X 番号 024-535-6514

公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和元年10月24日（木）

入札開始 午前 9時50分

締切 午前10時00分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

福島森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒960-8055

福島県福島市野田町七丁目10番4号 福島森林管理署

(2) 到着期限 令和元年10月23日（水） 午後5時00分必着

※今年度より郵便入札の到着期限を入札前日の営業日としているのでご注意ください。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付は令和元年10月24日付けとして下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（主伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の（特約事項・入札条件等）については、別添「搬出の留意事項」「お願い」等を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

平成27年度から平成31年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入、押印(委任状と同じ印)が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1 0 契約の成立及び締結期限

- (1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2) 契約の締結期限は令和元年10月30日(水)までとします。

1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1 2 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。(年利0.74%)
延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。
延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日
ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。
- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を福島森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を福島森林管理署長に提出して下さい。

1 4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書(案)
 - ア 販売物件明細書:福島森林管理署又は福島森林管理署ホームページで閲覧して下さい。
福島森林管理署のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/hukusima/koubai/koukoku1.html>
 - イ 契約書(案):福島森林管理署で閲覧して下さい。
- (2) 各規程等
 - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙 1-1, 1-2：委任状、別紙 2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、福島森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

1.5 その他留意事項

（1）入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙 3）に同意したものとします。

（2）本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。

（3）発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

（4）本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成 26 年 12 月 17 日付け福島県農林水産部部長通知）に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し 0.50 μ Sv/h 以下であること、また、0.50 μ Sv/h 超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が 6,400Bq/kg 以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙 4 に示すとおりです。

1.6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

福島森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号 024-535-0121

IP 電話番号 050-3160-5955

FAX 番号 024-535-6514

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

現地案内について

現地案内を下記の日程により行いますので、御希望の方は時間までに御参集下さい。
なお、お尋ねの点がございましたら当森林管理署か下記の連絡先にお問い合わせ致します。

物件番号	案内日時	集合場所	案内者
1号	10月9日(水) 午前10時00分	逢瀬公園 駐車場	郡山森林事務所 地域統括森林官 古川 登 TEL 024-923-4458 携帯 080-1020-2111

搬出の留意事項

- 1 保護樹帯の伐開制限について
 - (1) 保護樹帯を縦断する架線などは、認めません。
 - (2) 集材機架線などで、保護樹帯を横断する場合は保護樹帯の延長100mに対し1箇所とし伐開幅は20m以内とします。
- 2 物件搬出について
 - (1) 物件搬出の際に支障木が生じた場合、ケヤキなど高品質材に指定されるものは受託生産の請負契約をしていただくこともありますので、御了承願います。
 - (2) 物件搬出の際は保残木を損傷しないよう十分注意して下さい。
 - (3) 運搬に使用する車両が、運搬区間を走行できるか確認の上、入札して下さい。
 - (4) 民有地にかかる交渉等は買受人が行って下さい。
- 3 枝条、末木、伐根の処理及び土場跡地の保全について
 - (1) 沢及び土場周辺に枝条、末木、伐根を野積放置しないこと。
 - (2) 土場跡地は法面を含め緑化し、排水施設等を整備すること。
- 4 境界確認について
隣地との境界石標などを損傷または撤去しないこと。

お 願 い

1 本物件は分収育林です。

分収育林の立木販売契約は、通常の立木販売の納入方法と異なる点がありますので、下記事項を御理解のうえ入札に参加されるようお願いいたします。

(1) 国の持分にかかる代金については、国の発行する納入告知書により納入していただきます。

(2) 分収育林契約者の持分にかかる代金については、契約者の金融機関の口座に振り込んでいただくこととなります。

なお、振込にかかる手数料は買受け者の負担となります。

物件番号	林名区分	林 小 班	契約者数
1号	分収育林	4 2 6 そ 3	1 7 人

2 郵便入札をされる方は、郵便事情等により遅延することがありますので、早めのご投函をお願いします。

入札物件一覽表

物件番号	森林事務所	物件所在地			林齡(約)	保安林内外	主要樹種	数量		備考
		市町村	国有林名	林小班				本数	材積	
1	郡山	郡山市	安佐野入国有林	426そ3	54	外	スギ	4,899	2491.76	分収育林
	合計							4,899	2491.76	

委 任 状 (例)

使用印鑑

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

㊞

分任契約担当官
福島森林管理署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3

4 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 受任者使用印鑑

使用印鑑

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

㊞

分任契約担当官
福島森林管理署長 殿

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

福島森林管理署長 殿

(入札者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人)

氏名

印

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

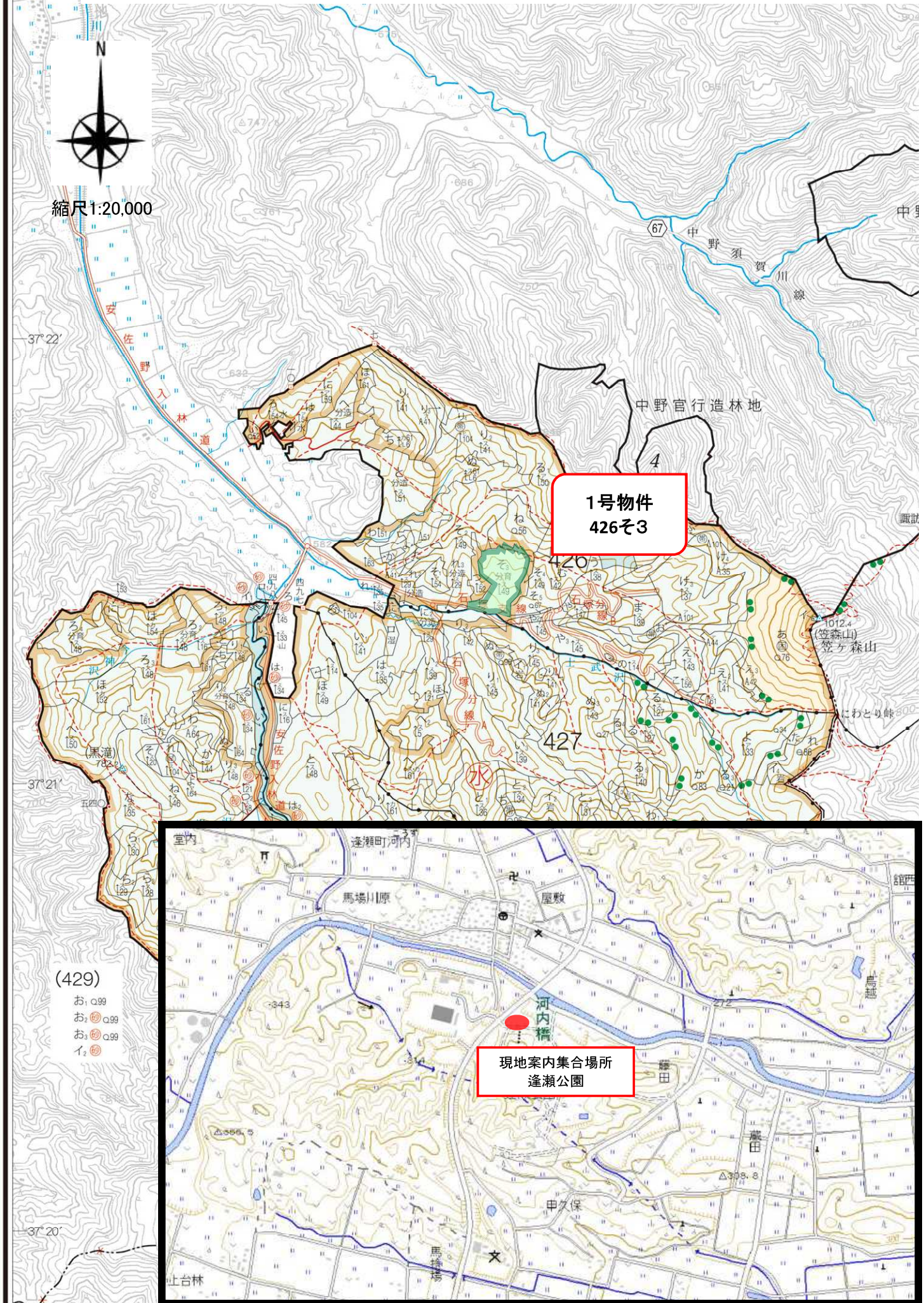
物件毎の空間放射線量率

物件番号	林小班	①空間線量率 (μ Sv/h)	②樹皮の放射性物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	面積	測定点数
1	426そ3	0.11		H30.8.27	4.66ha	5点

注1)空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2)樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が0.5 μ Sv/h超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

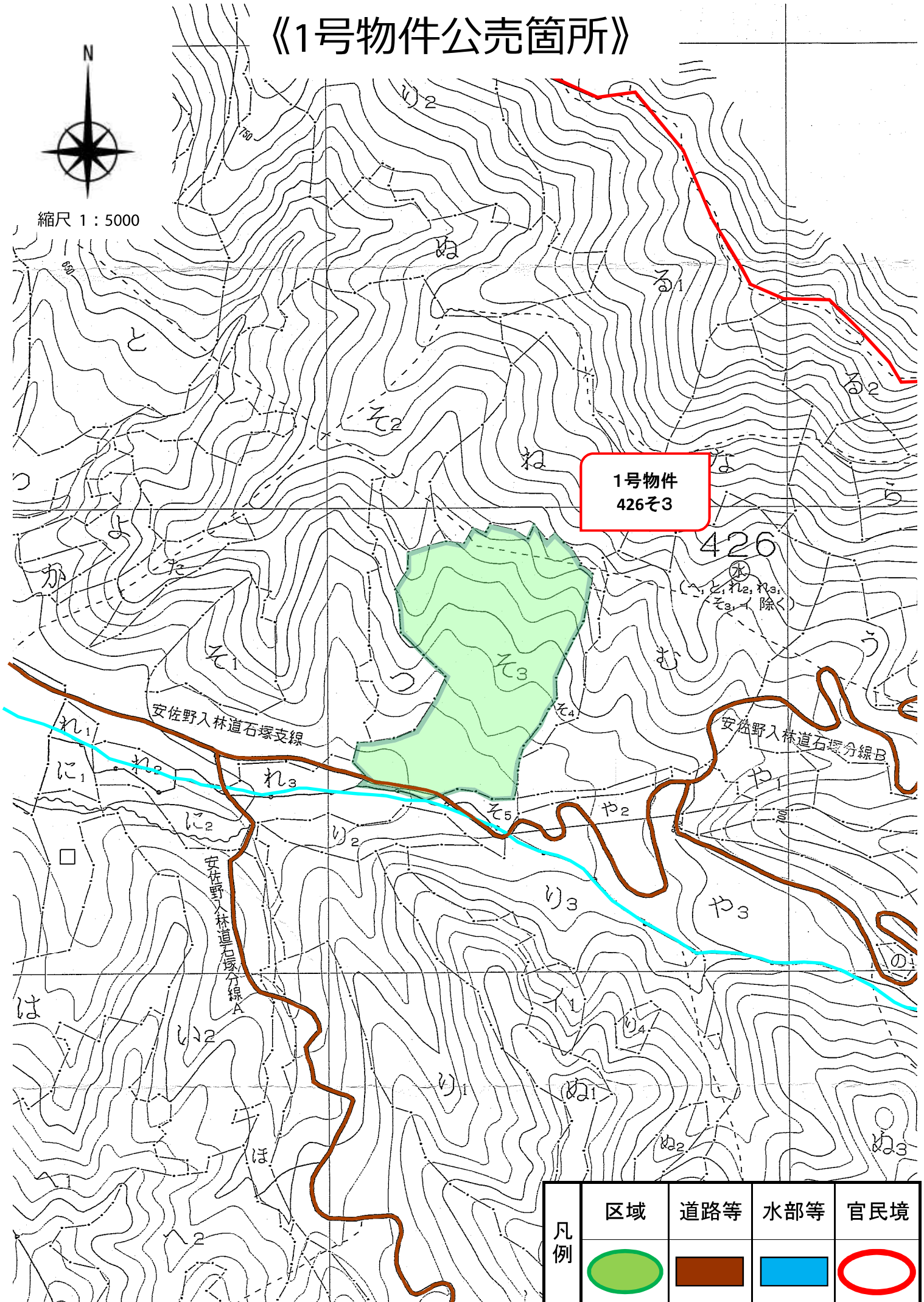
〈1号物件公売箇所及び現地案内集合場所〉



《1号物件公売箇所》



縮尺 1 : 5000



1号物件
426そ3

426

とれ₂, れ₃,
そ₃ (除く)

凡例	区域	道路等	水部等	官民境

販売物件明細書【1号物件】

売払番号	物 件 所 在 地	伐採種	林名区分
1	福島県郡山市湖南町中野字 安佐野入国有林426林班そ3小班	皆伐	分収育林
搬出期間	収穫面積	林 齢	森 林 事 務 所
契約日より3箇年	4.66ha	約54年	郡山森林事務所

樹 種	種 類	材 種	本 数	材 積
スギ	生立木	一般材	3,858	2,298.71
ヒノキ	生立木	一般材	19	6.30
アカマツ	生立木	一般材	174	79.29
N 一 般 材 計			4,051	2,384.30
L 一 般 材 計			-	-
一 般 材 計			4,051	2,384.30
スギ	生立木	低質材	591	81.26
ヒノキ	生立木	低質材	32	2.58
アカマツ	生立木	低質材	43	13.79
N 低 質 材 計			666	97.63
低質材広葉樹	生立木	低質材	182	9.83
L 低 質 材 計			182	9.83
低 質 材 計			848	107.46
N 計			4,717	2,481.93
L 計			182	9.83
計			4,899	2,491.76
1 号 物 件 合 計			4,899	2,491.76

入札枚数	3 番 札		2 番 札		1 番 札		落 否 ○ ×
	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	
枚							

